

# 多気町指定給水装置工事事業者の指定内容に変更が生じた場合の手続き

## ◇ 変更手続きの流れ

1. 提出期限までに必要書類一式を提出してください。（郵送可）
2. 提出書類の内容を確認後、連絡させていただきます。
3. 従前の『多気町水道指定給水装置工事事業者証』を持参していただき、上下水道課の窓口へお越しください。
4. 従前のものと引換えに、新しい『多気町水道指定給水装置工事事業者証』をお渡しします。  
※ 2～4については、《社名、代表者名に変更があった場合》のみです。

## ◇ 提出書類

### 《社名、代表者名に変更があった場合》・・・変更のあった日から30日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
2. 誓約書（様式第2）
3. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
4. 法人事業主の場合・・・定款（写し）および登記事項証明書  
個人事業主の場合・・・住民票
5. 従前の『多気町指定給水装置工事事業者証』（原本）

### 《主任技術者に変更があった場合》・・・変更のあった日から14日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
2. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
3. 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）  
※ 解任の場合、2～3は不要です。

### 《役員に変更があった場合》（法人事業主のみ）・・・変更のあった日から30日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
2. 登記事項証明書

### 《住所に変更があった場合》・・・変更のあった日から30日以内

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
2. 法人事業主の場合：登記事項証明書  
個人事業主の場合：住民票

## ◇ 手数料

変更の届出には手数料は不要です。